

認知症高齢者グループホーム等 火災対策報告書

平成25年9月

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会

目次

1	検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール	1
(1)	検討部会の目的	1
(2)	検討体制	1
(3)	検討部会の開催状況	1
2	長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要	2
(1)	火災の概要	2
(2)	火災に対する国・地方公共団体の対応状況	4
(3)	認知症高齢者グループホームにおける設備基準等	4
3	認知症高齢者グループホーム等実態調査概要	6
(1)	自力避難困難な者が居住等する施設の概況	6
(2)	スプリンクラー設備未設置理由等	9
(3)	建築基準法違反の状況	13
4	今後の火災対策のあり方	14
(1)	認知症高齢者グループホーム火災に係る課題	14
(2)	火災対策に係る基本的な考え方	15
(3)	ソフト面での対策	15
(4)	ハード面での対策	16
(5)	その他必要な対策	20
5	今後の進め方	21
(1)	検討結果の及ぶ対象	21
(2)	当面の対応	22

参考資料関係

- ・ 参考資料 1 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について（消防庁） 23
- ・ 参考資料 2 小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（消防庁） 27

1 検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール

(1) 検討部会の目的

平成 25 年 2 月 8 日（金）長崎県長崎市において死者 5 名、負傷者 7 名が発生した認知症高齢者グループホーム火災の教訓を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、次に掲げる有識者により「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催した。

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会（敬称略。五十音順）

役 職	氏 名	所 属
委 員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委 員	石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長
委 員	上田 孝志	札幌市消防局予防部長
委 員	榎 一郎 (安藤 勝)	千葉市消防局予防部長 (第 1 回は安藤委員、第 2 回以降榎委員)
委 員	勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長
委 員	河村 真紀子	主婦連合会事務局長
委 員	佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 理事
委 員	佐々木美香子 (渋谷 芳生)	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課事業指導担当課長 (第 1 回は渋谷委員、第 2 回以降佐々木委員)
委 員	次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問 (元消防研究所所長)
委 員	野村 歡	元国際医療福祉大学大学院教授
委 員	伯川 秀人 (柴原 慎仁)	長崎市消防局予防課長 (第 1 回は柴原委員、第 2 回以降伯川委員)
部会長	室崎 益輝	ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長
委 員	山田 常圭	消防庁消防研究センター技術研究部長

(3) 検討部会の開催状況

第 1 回 平成 25 年 3 月 11 日
第 2 回 平成 25 年 5 月 24 日
第 3 回 平成 25 年 6 月 27 日
第 4 回 平成 25 年 8 月 8 日

2 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要

(1) 火災の概要

平成 25 年 2 月 8 日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」において、死者 5 名、負傷者 7 名の被害を伴う火災が発生した。この火災の概要は以下のとおり。

ア 発生日時

出火時刻 平成 25 年 2 月 8 日（金）時刻については調査中

消防機関の覚知時刻 19 時 43 分

鎮圧時刻 21 時 09 分

鎮火時刻 21 時 49 分

イ 建物概要・焼損状況

所在地 長崎県長崎市東山手町 6 番 16 号

施設名 グループホームベルハウス東山手

構造・階数 鉄骨造一部木造・地上 4 階建て

用途 複合用途（グループホーム、事務所、共同住宅（消防法
施行令別表第 1(16)項イ））

建築面積 164.55 m²

延べ面積 581.85 m²

（うちグループホーム部分の面積は 259.64 m²）

各階の用途 1 階・2 階：グループホーム

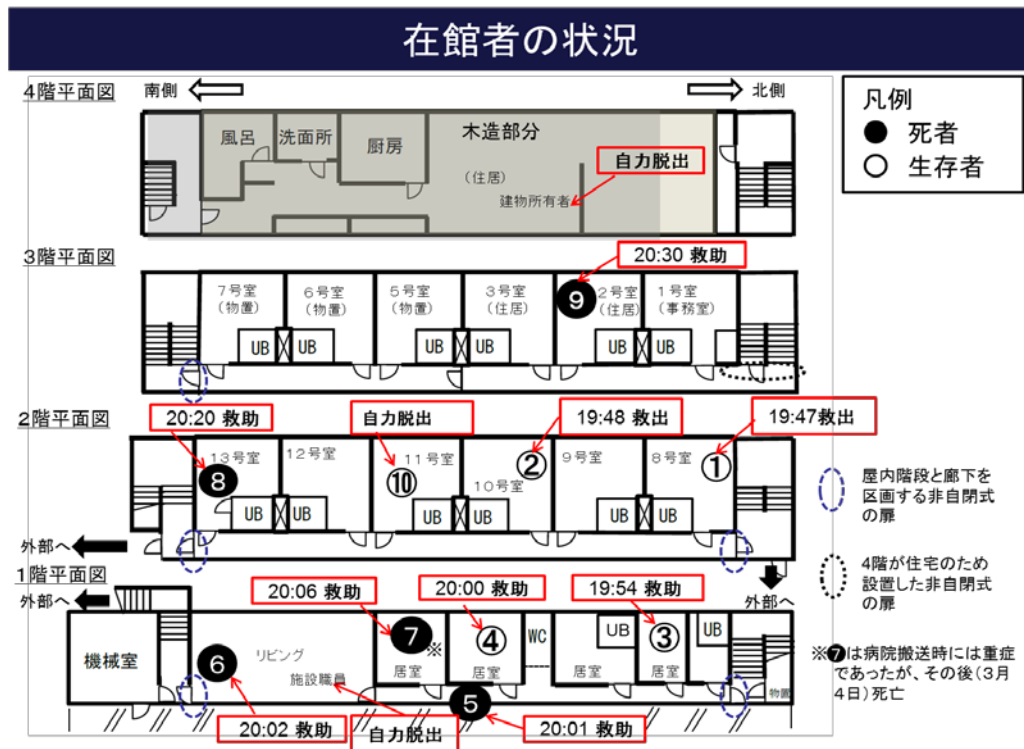
3 階・4 階：事務所・共同住宅

焼損状況 部分焼（焼損床面積 51.5 m²）



ウ 死傷者

死者 5 人 (女性 5 人)
 重症 1 人 (男性 1 人)
 中等症 4 人 (女性 4 人)
 軽症 2 人 (男性 1 人、女性 1 人)
 合計 12 人 (男性 2 人、女性 10 人)



エ 出火、火炎の延焼及び煙の伝播状況

2 階 10 号室の加湿器（火災の発生のおそれがあるとしてリコールの対象となっていたもの）から出火したものと推定。火炎の延焼及び煙の伝播状況のルートとしては、以下のように推測される。（上図参照）

（ア）火炎の延焼

2 階 10 号室北側中央付近から出火した炎は、洋たんすに延焼し、その後天井、内壁へと燃え広がった。居室内を延焼後は、開放されていた居室出入口や隣室との開口部を介して他室へ延焼した。

（イ）煙の伝播状況

出火室内で発生した煙は、開放されていた居室出入口や開口部から流れ、防火区画が不完全な階段室、埋戻しが不完全なパイプスペースを介し建物全体へ拡大した。

(2) 火災に対する国・地方公共団体の対応状況

消防庁では、2月8日21時00分に長崎県から火災発生の報告を受け、予防課長を長とする災害対策室を設置し情報収集に当たった。このなかで、当該施設において死者が多数発生した状況が明確になったことから、翌9日7時35分、消防法第35条の3の2の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」を実施することとし、消防庁及び消防研究センター職員7名を現地に派遣し火災原因調査を実施した。

また、2月12日には、認知症高齢者グループホーム等に係る類似の火災の発生を防止するため、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防予第56号消防庁予防課長通知。参考資料1）を発出し、全国の消防本部に対して、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について防火安全対策の徹底を図るよう要請した。

更に、2月22日には、「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（消防予第454号消防庁予防課長通知。参考資料2）を発出した。

(3) 認知症高齢者グループホームにおける設備基準等

ア 主な消防用設備等の設置基準

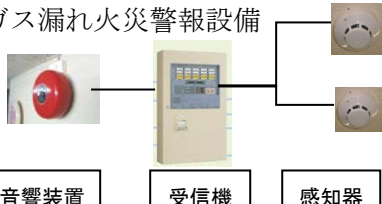
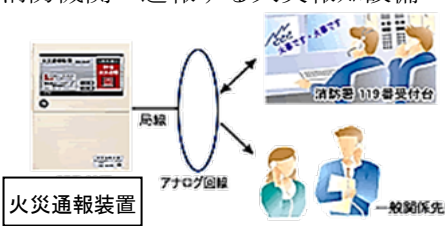
消防用設備等の種別	設置基準
消火器	規模・構造にかかわらずすべて
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	延べ面積275㎡以上
自動火災報知設備	規模・構造にかかわらずすべて
消防機関へ通報する火災報知設備	規模・構造にかかわらずすべて (※) 固定電話による代替は不可
誘導灯	規模・構造にかかわらずすべて

イ 防火管理等

- ・ 防火管理者の選任義務：従業員と利用者の合計が10人以上
- ・ 消防計画の作成・届出
- ・ 消防訓練（消火・避難訓練）の実施
- ・ 防災物品の使用義務（カーテン・じゅうたん等）：すべての施設

消防法令における設備等設置に関する法体系

- 消防法では①消防用設備等の設置、②防火管理の実施、③防災物品等の使用といった対策を通じ、火災予防を図っている。

消防用設備等の設置		○ 消防用設備等については、建物の用途・規模・構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等（下図参照）の設置が義務づけられているほか、設置後には半年ごとの点検、一定期間（社会福祉施設であれば1年）ごとの消防本部への報告が義務づけられている。 ○ 必要な設備等が設置されていない場合、是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。 また、報告がされない場合も罰則（罰金 30 万円以下）の対象となる。		
	消火設備	消火器 	屋内消火栓設備 	スプリンクラー設備 
	警報設備	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備  音響装置 受信機 感知器 消防機関へ通報する火災報知設備  火災通報装置 アナログ回線 消防署119番受付 一般関係先		
	避難設備	誘導灯  避難器具  避難はしご 救助袋		
防火管理		○ 防火管理は、一定規模の建物を対象に、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等を義務化するもの。 共同住宅は、居住者が 50 人以上、(6) 項口の福祉施設は従業員と施設利用者をあわせて 10 人以上となる施設が対象。 ○ 防火管理者の選任や消防計画は消防本部への届出が義務化されており、防火管理者未選任や消防計画の不履行は是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。		
防災物品等		○ 火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、社会福祉施設等など一定の建物について、燃えにくいカーテンやじゅうたん等の使用を義務づけるもの。		

3 認知症高齢者グループホーム等実態調査概要

(1) 自力避難困難な者が居住等する施設の概況

ア 調査主体

消防庁

イ 調査の概要

① 調査対象

自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成 19 年の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったもの（防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第 1（6）項ロ又はハに掲げる用途に供するもののうち、平成 25 年 2 月 22 日時点において次に該当するもの）。

- a 別表第 1（6）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積 1000 m²未満のもの
- b 別表第 1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（6）項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積 1,000 m²未満のもの
- c 別表第 1（6）項ハに掲げる防火対象物のうち、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法上の短期入所、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設
- d 別表第 1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、c に掲げる用途に供する部分が存するもの

② 調査時点

平成 25 年 2 月 22 日

③ 主な調査項目

- a 防火対象物の延べ面積及び別表第 1（6）項ロ又はハに供される部分の延べ面積
- b 別表第 1（6）項ロ又はハの施設区分
- c 別表第 1（6）項ロ又はハに供される部分の収容人員
- d 別表第 1（6）項ロに供される部分の最上階の階数
- e スプリンクラー設備の設置有無（設置されている場合はスプリンクラー設備の種類、設置義務があり設置されていない場合はその理由）

- f 直近 1 年間における避難訓練実施の有無
- g 防火管理者の選任有無

ウ 調査結果の概要

① 別表第 1 (6) 項ロの施設 ((16) 項イの一部であるものを含む。) について

延べ面積 1000 m²未満の施設 22,357 施設のうち、275 m²未満のものが 7,189 施設あり、そのうちスプリンクラー設備は約 31%の 2,238 施設に設置されていた。

高齢者施設については、275 m²未満の 3,910 施設のうち約 47%の 1,853 施設にスプリンクラー設備が設置されていたが、特に認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者対応型老人共同生活援助を行う施設）に関しては、275 m²未満の施設 2,082 施設中約 74%の 1,544 施設にスプリンクラー設備が設置されていた。

一方、障害者施設については、275 m²未満の 3,464 施設のうち約 11%の 240 施設にスプリンクラー設備が設置されていた。

用途	福祉施設の区分	総数	275㎡未満(A)				
				SP有り(B)	設置率 (B/A)	SP無し(C)	未設置率 (C/A)
		22,357	7,189	2,238	31%	4,951	69%
(6)項口		16,949	3,910	1,853	47%	2,057	53%
	高齢者系						
	老人短期入所施設	1,005	295	36	12%	259	88%
	養護老人ホーム	180	35	18	51%	17	49%
	特別養護老人ホーム	329	33	22	67%	11	33%
	有料老人ホーム	3,900	1,117	193	17%	924	83%
	介護老人保健施設	290	46	14	30%	32	70%
	老人短期入所事業を行う施設	586	302	26	9%	276	91%
	認知症対応型 老人共同生活援助を行う施設	10,659	2,082	1,544	74%	538	26%
		3,464	2,221	249	11%	1,972	89%
	障害者系						
	障害児入所施設	222	75	7	9%	68	91%
	障害者支援施設	895	362	55	15%	307	85%
	短期入所を行う施設	355	176	32	18%	144	82%
	共同生活介護を行う施設	1,992	1,608	155	10%	1,453	90%
	乳児院	89	25	6	24%	19	76%
	救護施設	44	7	5	71%	2	29%
	その他(不明も含む。)	2,368	1,130	148	13%	982	87%

(備考) 1棟に複数の福祉施設区分が存する棟がある等の理由により、内訳の合計が総数とは一致しない。

② 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(16)項イの一部であるものを含む。）について

軽費老人ホーム 1,416 施設のうち、約 63%の 891 施設に、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 3,484 施設の内、約 52%の 1,816 施設に、それぞれスプリンクラー設備が設置されていた。

用途	福祉施設の区分	総数(A)	SP有り(B)	設置率 (B/A)	SP無し(C)	未設置率 (C/A)
(6)項ハ	高齢者系					
	軽費老人ホーム	1,416	891	63%	525	37%
	小規模多機能型居宅介護事業 を行う施設	3,484	1,816	52%	1,668	48%

(2) スプリンクラー設備未設置理由等

ア 調査の概要

① 調査主体

厚生労働省

② 調査対象

平成 25 年 2 月 22 日時点で介護保険法の指定を受けている認知症高齢者グループホームのうち、スプリンクラー設備が未設置であって、棟単位の床面積が 275 m²未満の施設

③ 調査時点

平成 25 年 2 月 22 日

④ 主な調査項目

- a 訪問調査の概要
- b 施設の概要
- c スプリンクラー設備の未設置の理由等
- d 非常災害対策等の実施状況
- e 入居者の状況
- f 職員の状況

⑤ 調査方法

市町村の介護保険主管部局の職員が、調査対象の施設へ訪問した上で、調査票を記入。なお、同時に、施設に対する専門的な見地からの助言を行うため、可能な限り、消防本部（消防署）職員が同行して実施。

⑥ 調査票の回収状況

全 522 施設に対して調査を行い、100%を回収。

イ 調査結果の概要

① 施設の概要

調査対象施設の数は 522 施設であり、法人種別の内訳は、「株式会社・有限会社」が 63.6%（332 施設）、「社会福祉法人・医療法人」が 20.9%（109 施設）、「特定非営利活動法人」が 13.4%（70 施設）、「その他」が

2.1% (11 施設) となっている。

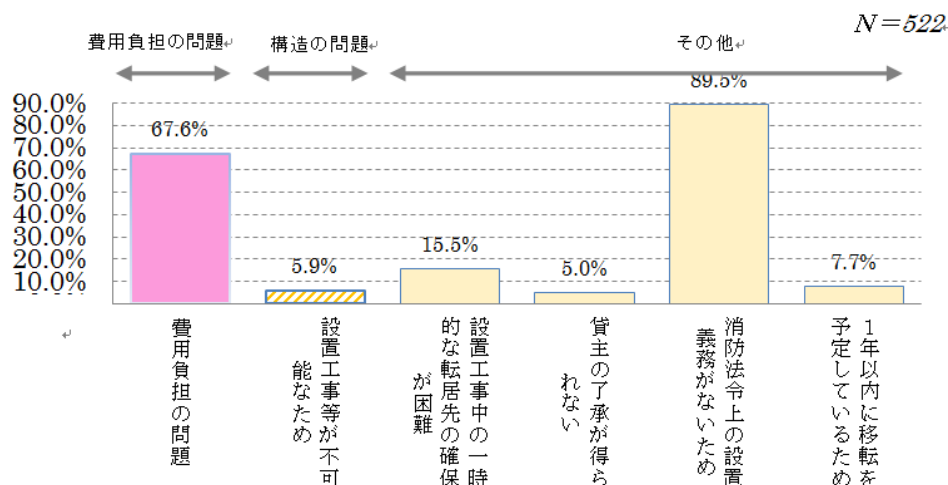
また、建物の構造別の内訳は、「木造」が 70.7% (369 施設)、「RC 造・鉄骨造」が 25.5% (133 施設)、「その他」が 3.8% (20 施設) となっている。

なお、建物の所有形態別の内訳は、「自己所有物件」が 60.2% (314 施設)、「賃貸物件」が 39.3% (205 施設)、「混合物件」が 0.6% (3 施設) となっている。

② スプリンクラー設備が未設置の理由等

a これまでスプリンクラー設備が未設置の理由＜複数回答＞

調査対象施設が回答した未設置の理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が 89.5% (467 施設) と最も多く、次いで「費用負担の問題」が 67.6% (353 施設) となっている。



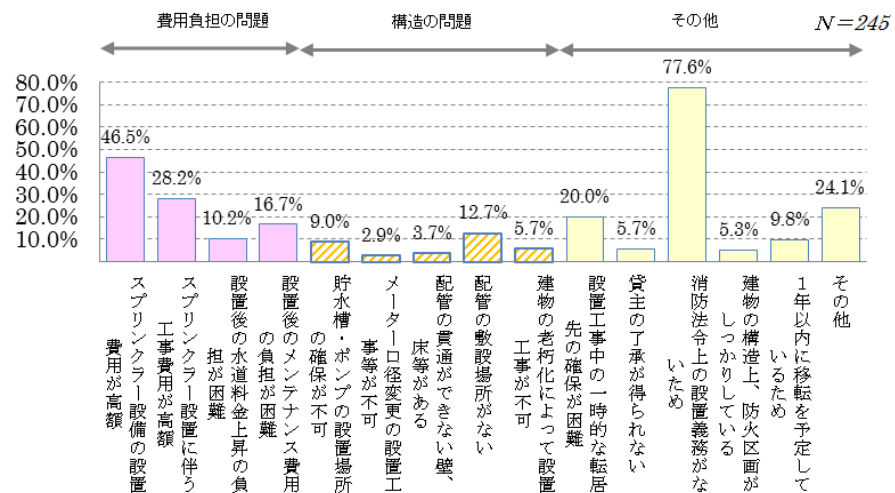
b 今後のスプリンクラー設備の設置予定＜複数回答＞

調査対象施設のうち、「今後設置する予定がある」と回答した施設は 53.1% (277 施設) となっている。

今後設置する予定があると回答した施設のうち、「平成 25 年度までに設置 (平成 24 年度中含む)」と回答した施設が 46.9% (130 施設)、「具体的な時期は未定」と回答した施設が 46.2% (128 施設)、「平成 26 年度以降」と回答した施設が 6.9% (19 施設) となっている。

また、調査対象施設のうち、「今後も設置する予定がない」と回答した 245 施設 (46.9%) における今後も設置する予定がない理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が 77.6% (190 施設) と最も多く、次いで「スプリンクラー設置費用が高額のため」が 46.5% (114

施設)、「スプリンクラー設置に伴う工事費用が高額のため」が 28.2% (69 施設) となっている。



c 高額であることを未設置理由としている施設の費用の見積額

bにおいてスプリンクラー設備の設置費用（設置に伴う工事費用を含む。）が高額であることを未設置の理由としている施設は 117 施設となっている。

そのうち回答があった施設（82 施設）の費用の見積額（1 m²当たり）は、「20,000 円以上 25,000 円未満」が 24.4%（20 施設）と最も多く、次いで「15,000 円以上 20,000 円未満」が 23.2%（19 施設）となっている。

価格帯（費用÷面積（1m ² ））	施設数	構成割合
10,000 円未満	3	3.7%
10,000 円以上 15,000 円未満	12	14.6%
15,000 円以上 20,000 円未満	19	23.2%
20,000 円以上 25,000 円未満	20	24.4%
25,000 円以上 30,000 円未満	13	15.9%
30,000 円以上	15	18.3%
合計	82	100.0%

スプリンクラー種別	施設数	構成割合	平均見積額
特定施設水道連結型スプリンクラー設備	57	69.5%	22,474 円
パッケージ型自動消火設備	5	6.1%	25,643 円
一般型スプリンクラー	20	24.4%	22,789 円
合計	82	100.0%	

③ 非常災害対策等

a 指定基準において義務付けられている事項＜複数回答＞

調査対象施設のうち、非常災害対策に関する具体的計画を策定している施設は 95.8% (500 施設)、非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築がなされている施設は 97.3% (508 施設)、従業者に対する定期的な周知が図られている施設は 97.1% (507 施設) となっている。

調査対象施設のうち、定期的な避難訓練を実施している施設は 96.2% (502 施設) となっている。

b 指定基準において努力義務とされている事項等＜複数回答＞

調査対象施設のうち、避難訓練の際に、地域住民の参加を求めている施設は 45.2% (236 施設)、消防機関が関与している施設は 78.2% (408 施設) となっている。

調査対象施設のうち、非常時における避難誘導等の協力を地域住民にお願いしている施設は 79.5% (415 施設)、夜間の避難に関する訓練も実施している施設は 67.4% (352 施設)、運営推進会議の開催にあたって消防関係者に出席又は議題によって随時協議した施設は 40.2% (210 施設) となっている。

④ 入所者の状況

調査対象施設における入居者 (4,440 人) のうち、施設が「自力で避難が困難な者」と回答した人数は 49.9% (2,214 人) となっている。

⑤ 職員の状況

調査対象施設における夜間の職員の体制については、ほとんどが指定基準上の最低限の配置となっている。

1 ユニットの施設 (489 施設) のうち夜間の職員を 1 人配置している施設は 96.9% (474 施設) となっている。また、2 ユニットの施設 (32 施設) のうち夜間の職員を 2 人配置している施設は 90.6% (29 施設) となっている。

(3) 建築基準法違反の状況

ア 調査の概要

① 調査主体

国土交通省

② 調査対象

認知症高齢者グループホーム

② 調査時点

平成 25 年 3 月 22 日

③ 主な調査項目

建築基準法令のうち、防火・避難関係規定への適合状況

イ 調査結果の概要

調査対象となった認知症高齢者グループホーム 11,745 施設のうち、点検済みのものは 99.6%にあたる 11,697 施設であった。

そのうち建築基準法令のうち防火・避難関係規定への違反を把握したものは 1,778 件 (15.2%) であり、全てについては是正指導がされており、1,047 件 (違反件数の 58.9%) は是正済みとなっている。

4 今後の火災対策のあり方

(1) 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

ア 消防機関への通報について

長崎市認知症高齢者グループホーム火災（以下「本件火災」という。）では、自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。

特に認知症高齢者グループホームでは、少数の介助者により、初期消火、消防機関への通報、多数の自力避難が困難な者の避難誘導などを行う必要があることから、火災通報装置の操作・通報を適切に実施するためには、従業員に対する教育・訓練に加え、設備・装置に係る工夫も図るべきである。

イ 従業員による初期対応について

本件火災のあった施設では、消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が近接して設置してあったが用いられなかった。

認知症高齢者グループホームでは、少数の介助者により多数の自力避難が困難な者の避難誘導なども行う必要があり、また、夜間における対応等に習熟することが求められることから、消防訓練を適切に行うことが特に重要である。

ウ 建築基準法令への適合について

本件火災での出火階以外での被害が拡大した要因の一つとして、階段における堅穴区画が建築基準法令に不適合であったことが関連した可能性がある。

さらに、こうした状況について、関係行政機関間で情報が共有されておらず、効果的な改善が図られていなかったことも課題として挙げられる。

なお、国土交通省で実施した認知症高齢者グループホームに係るフォローアップ調査（平成 25 年 4 月 26 日公表）において、調査対象 11,745 件のうち建築基準法違反を把握したものの件数が 1,778 件であり、その違反内容としては、非常用照明装置、排煙設備の他に、防火上主要な間仕切壁や防火区画等の違反も把握されているところである。

(2) 火災対策に係る基本的な考え方

認知症高齢者グループホームは、1 ユニットにつき最大 9 名の認知症高齢者が入居しているが、介助者が少数の施設であることから、火災時の入居者の避難が非常に難しい施設となっている。また、平成 18 年に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里」での火災（死者 7 人）や平成 22 年に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム「みらいとんでん」での火災（死者 7 人）など、同様の施設で多数の死者が発生する火災も相次いでいる。

こうした施設における火災被害を繰り返さないためには、防火管理や近隣応援体制などのソフト面と、建築構造や感知・警報、消火設備などのハード面で総合的に対応することが必要である。

(3) ソフト面での対策

ア 従業員教育

認知症高齢者グループホームでは夜間の介助者が少なく、また、常に防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

また、そのためには、施設が火災に対応するために法的に作成が求められる計画（消防法上の消防計画や指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「介護保険法上の指定基準」という。）の「非常災害に関する具体的計画」）を作成する際に、従業員への教育の時期が記載されるように関係行政機関から指導助言するとともに、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、関係法令に基づく立入検査等の機会において指導を行っていくことが必要である。

イ 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応は、施設の従業員が行うこととなるが、限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導等を行うためには日頃の消防訓練が重要である。

ただし、漫然と訓練を行うだけではその効果はあまり期待できず、被害の拡大に繋がる可能性も高いことから、訓練を行う際には、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。

そのためには、消防本部等が施設に対して重点的に訓練指導を実施するとともに、「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」や、他の施設で実践している参考となる事例について、福祉部局を通じて事業者に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけていくことが重要である。

ウ 近隣との協力体制

火災時の被害軽減に向け、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と施設の連携を図ることが必要である。

そのためには、施設は、常日頃から、地域住民とのつながりの場を提供したり、地域での自発的活動に積極的に参加するなど地域への貢献や交流を図ることが重要である。

一方、地域においても、高齢者福祉や施設に関する知識や理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

また、施設が実施する運営推進会議等に地域の消防団員や消防職員が参加するなど、消防機関と連携することにより、訓練や火災対応の実効性の確保を図ることも有効である。

(4) ハード面での対策

ア 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備と火災通報装置の連動については、自動火災報知設備の発信機が誤って操作された場合に消防活動に混乱を来すおそれがあるといった点などを鑑み、これまで法令上自動化を義務づけていなかったものであるが、そのことが、本件火災のように被害が拡大した一因となったと考えられる。

本件火災における状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにするべきである。

その際、施設側において次により非火災報対策を行うことや、消防機関側において連動機構による通報の場合の出動体制に配慮すること等の措置が求められる。

- ① 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。

- ② 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ③ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ④ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

また、認知症高齢者グループホームが入居する複合建物においても、建物に設置された自動火災報知設備の作動と連動した火災通報装置の作動をさせることとなる。その際、当該認知症高齢者グループホームが避難階にある場合や、他の用途部分と区画され煙の流入などの影響が相互にない構造である場合には、認知症高齢者グループホーム部分単独又は該当する部分が存する階単位で通報する仕組みとすることが考えられる。

イ 防火関係の法令に不適合の施設の改善

消防法令上必要な消防用設備等の未設置の施設や、防火区画や内装制限などの建築基準法令に不適合の施設においては、火災発生時に必要な初期消火、感知・通報、延焼拡大防止が図られないため、ソフト面の対策を行ったとしても、十分な効果が得られないこととなる。

したがって、特に認知症高齢者グループホームにおいて入居者の避難が困難であること等に鑑み、関係部局では、それぞれの所管事項に応じ、次のような措置を講じることが必要である。

① 消防用設備等の設置・改善

消防部局では、消防用設備等の不備がある施設や、消防用設備等の点検が不十分な施設に関し、他の事項に対する法令違反の状況も考慮した上で、火災発生時の危険性や悪質性が高いものに対し、警告・命令等の手段を講じ、徹底的に改善をさせていくことが必要である。

さらに、避難器具等については、法令上許容されるものであっても、入居者の状況によっては不適切なものもあることから、施設の実情に応じて適切なアドバイスをすることも求められる。

② 防火区画等の着実な形成

建築部局においては、防火区画等特に重要な防火上の不備がある施設の改善を図るため、違反建築防止週間等の機会を捉えて立入調査や改善計画の提出促進を図り、必要に応じ建築基準法第9条による違反

是正命令を行うなどの取り組みを的確に推進していくことが必要である。また、こうした施設についての情報を消防部局及び福祉部局と共有することが重要である。

特に、防火上主要な間仕切りについて着実に小屋裏まで達するように措置することや、堅穴区画の形成、内装制限、避難用バルコニーの確保など、技術上の基準については、法令違反の是正の徹底を図る。また、既存不適格建築物についてできる限り現行規定への適合を図られるよう、施設の実情に応じて適切なアドバイスをすることも求められる。

③ 介護保険法上の指定基準の遵守

福祉部局においても、把握した情報の消防・建築行政との共有を図るとともに、消防部局及び建築部局と連携してこうした施設について防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促し、さらには介護保険法の指定基準上の防火関係事項の不備についても、重点的な指導を行うことが必要である。

ウ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

① 基本的な考え方

認知症高齢者グループホームは、最も介助者が少ないときには1名の介助者が最大9名の認知症高齢者を介助する場合もあり、介助者による避難誘導を補完するためにも、ハード面の対策を併せて講じる必要がある。

避難誘導に要する時間を確保するための具体的な対策として、従前は275 m²以上の施設のみに義務づけているスプリンクラー設備を、原則として全ての施設に設置するよう、設置対象を見直すべきである。

② スプリンクラー設備の設置に係る例外の考え方

ただし、一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画され、かつ、居室・廊下における延焼拡大が抑制された構造である施設については、スプリンクラー設備を用いずとも、火災時の避難誘導が有効に行われると想定されることから、現行の275 m²以上1,000 m²未満の施設と同様に、スプリンクラー設備の設置を不要としても必要な安全性は確保されるものとする。

a 一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画されていること

入居者の寝室や共用室などの居室について、床面積 100 m²以内ごと、かつ、3 室以内ごとに、隣接した部分との間が準耐火構造の壁及び床で区画されているものについては、当該区画から隣接部分への火炎・煙の流出を一定時間抑えることができるため、区画ごとに避難させるべき者の数を局限化できると考えられる。

認知症高齢者グループホームでは、基本的には個室化を進めていることから、この構造により、避難させるべき者の数を 3 名程度に抑えることが可能となる。

b 居室・廊下における延焼拡大が抑制されていること

居室の壁及び天井について難燃材料で仕上げるとともに、廊下部分の壁及び天井について準不燃材料で仕上げているものについては、当該居室や廊下における火炎の成長を抑制することができることから、その間に避難誘導を行わせることができると考えられる。

また、次の①から④を満たす施設にあっては、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることの検証がされた場合、内装制限をする場合と同様に避難誘導が安全にできるものと考えられる。

- ① 入居者が避難階のみに存する施設
- ② 各居室に煙感知器が設置されていること
- ③ 居室に屋外に面した避難口があり屋外の安全な場所に出ることができるほか、当該避難口の施錠が火災時に解錠できること
- ④ 居室からの屋内側の避難経路が 2 方向以上確保されていること

エ スプリンクラー設備の設置上の課題

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置においては、接続されている水道口径や水圧が不十分な場合や、水道事業者の承認が得られない場合に、水道口径を大きくすることや、ポンプや水槽を設けることが困難な場合における技術的な対応としては、パッケージ型の自動消火設備を使うなどの解決策もある。また、公共用地等を活用してポンプや水槽を設けることにより解決した事例もあり、今後、これらを踏まえて関係者の理解を得ていく必要がある。

一方、建築基準法において防火上主要な間仕切り壁の設置が必要とされているが、スプリンクラー設備を設けた場合には在館者の避難性能の

向上が見込まれることから、その設置を合理化できないか検討することが必要である。

また、スプリンクラー設備の設置に必要な経費について、事業者の負担を軽減させるため、国においては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度や独立行政法人福祉医療機構、株式会社日本政策金融公庫による融資制度など各種制度の活用を促す必要がある。

地方公共団体においては、スプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成 25 年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成 24 年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待される。

オ 出火、延焼防止

本件火災は、火災発生のおそれがあるとしてリコール対象となっていたものから出火したものと推定されるが、施設関係者は、リコールに係る情報を把握したときは、回収等の対策を講じることが必要である。

また、消防法令に基づき、カーテン、絨毯等については、防災物品が使われているところであるが、リコール対象の製品から出火した場合などにこうした施設における火災の延焼拡大を抑えるため、家具や布団、シーツ等についても、施設の特徴に鑑み、入居者になじみやすいものができるだけ配置されるよう留意しつつ、できるだけ防災性能が確保されているものを用いることが望ましい。

そのほか、施設側が備品を整える際に、防災製品が幅広く導入されるよう配慮することや、室内においておむつなどの可燃物をできるだけ少なくし、置く場合でも防災性のカバーをかけるといった配慮も望ましい。

(5) その他必要な対策

ア 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

認知症高齢者グループホームにおける安全対策を講ずるためには、消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

連携にあたっては、今回火災の発生した施設が建築基準法違反であったことや、必要な訓練が十分なされていなかったことを踏まえた対策が必要である。

具体的には、福祉部局が事業者からの指定又は指定の更新に係る申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と必要な連携をしながら、検査済証等により建築基準法や消防法などの防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行う。ただし指定の更新の際には、施設の迅速な安全確保を求めると共に、現に入居している要介護者への影響や改善に要する期間などを十分に考慮し調整することが必要である。

また、立入調査等を通じて、建築基準法や消防法などの防火関係規定に係る不備を把握した行政機関から他の関係機関への情報提供等が必要である。

さらに、防火関係規定に係る不備が把握された事業者から関係機関に対して適切な改善計画を提出させるなど、その後の改善指導に的確に結びつけていくための体制の構築が必要である。

イ 利用者への情報提供

現在でも、利用者はスプリンクラー設備が設置されている等の防火上の措置に関する情報を、例えば介護サービス情報公表システム(<http://www.kaigokensaku.jp/>)において適切に把握できることから、引き続きこれらの仕組みが活用されるよう周知を図る。

また、アの体制を構築することにより違反対象物に対する是正は促進されと考えられるが、違反対象物の情報提供は利用者にとって有効であるため、平成23年度から東京消防庁において実施されている特定の違反をホームページや消防署窓口において、利用者が閲覧できる「違反対象物の公表制度」を参考にしながら、他の消防機関で実施する場合の問題点等を整理し、各消防本部への情報提供により自主的な取り組みについて推進を図っていく。

5 今後の進め方

(1) 検討結果の及ぶ対象

本検討部会では、認知症高齢者グループホームでの火災を踏まえて検討を行ったものであるが、現行の消防法令上、認知症高齢者グループホームと同様の火災危険があるものとして、消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる次の施設がある。

- a ショートステイ、特別養護老人ホーム等の、要介護状態が高い者が入居又は宿泊する高齢者福祉施設
- b 生活保護法上の救護施設

- c 乳児院
- d 障害児入所施設
- e 障害者支援施設等

これらの施設については、規模の差はあるが、入居者の状態としては自力避難が困難な者が入居又は宿泊するものであり、同様の火災危険があるとして消防法令上の各種基準を設けているものである。

また、平成 18 年の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた消防法施行令の改正では、認知症高齢者グループホーム以外の高齢者福祉施設及び障害者福祉施設等についても同様にスプリンクラー設備の設置基準等の改正を行った。

ア 高齢者福祉施設の取扱い

認知症高齢者グループホームと、他的高齢者福祉施設は、年月の経過に伴い、入居者の認知症の進行や体力の衰え等により、自力避難がより困難になる可能性があるという入居者の特性が同じであるため、同様の対策を講じる必要があると考えられる。

イ その他の施設の取扱い

高齢者福祉施設以外の社会福祉施設についても、別途設置した「障害者施設等火災対策検討部会」で火災予防対策の詳細について検討をし、本検討部会の検討結果を踏まえ、小規模施設における入居者の特性等に配慮しつつ、すみやかに結論を得るべきである。

(2) 当面の対応

火災安全対策として方向性が得られたものについては、できるだけ早期に必要な措置を講じることが望ましい。

このため、法令上の措置が必要な対策については、早急に細部検討を行い、制度の見直し等をするべきである。

また、運用上の対応が必要な事項についても、詳細に係る検討体制を速やかに構築するべきである。

なお、他の消火剤を用いた自動消火設備の開発などの技術開発についても注視し、必要な性能が検証されたものについては順次実用化を図っていくことが望ましい。

消 防 予 第 5 6 号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

長崎県グループホーム火災（第6報）

消 防 庁
 平成 25 年 2 月 9 日
 14 時 30 分 現在

1 発生日時等

発生時刻：平成 25 年 2 月 8 日 調査中
 覚知時刻：平成 25 年 2 月 8 日 19 時 43 分
 鎮圧時間：平成 25 年 2 月 8 日 21 時 09 分
 鎮火時刻：平成 25 年 2 月 8 日 21 時 49 分

2 発生場所

住 所：長崎市東山手町 6 番 16 号 グループホームベルハウス東山手
 用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第 1（16）
 項イ）

3 建物概要

構造：鉄骨造一部木造

階数：4 階建て

建築面積：調査中

延面積：529.4 m²

1 階：グループホーム 121.8 m²

2 階：グループホーム 148.56 m²

3 階：事務所 149.04 m²

4 階：住宅 110.00 m²

焼損程度：部分焼

焼損床面積：調査中

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者：4 人（女性 4 人）

負傷者：8 人

（重症 2 人（男性 1 人、女性 1 人）、中等症 4 人（女性 4 人うち 1 人グループホーム職員）、軽症 2 人（男性 1 人、女性 1 人））

(2) 建物被害

出火建物：調査中

5 火災原因等

2 階より出火

他、調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

- 7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有
- 8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施
- 9 消防庁の対応
2月8日（金） 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
21時30分 長崎県から第2報受領
22時35分 長崎県から第3報受領
23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査（特に必要があると認めた場合）を実施
することを決定。
2月9日（土） 23時35分 長崎県から第4報受領
0時00分 長崎県から第5報受領
7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
13時56分 長崎県から第6報受領

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533

消 防 予 第 4 5 4 号
平成25年2月22日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、消防庁では「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成25年2月12日付け消防予第56号）を発出し、認知症高齢者グループホーム等に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところですが、小規模社会福祉施設等について下記により関係部局と連携し調査を行うようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

記

1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（6）項ロ又は（6）項ハに掲げる用途に供するもののうち、平成25年2月22日時点において、以下に該当するもの。

- （1） 令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積1000㎡未満のもの
- （2） 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（6）項ロに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満のもの
- （3） 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物のうち、軽費老人ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第10項に規定する共同生活介護を行う施設及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う施設
- （4） 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、上記（3）に掲げる用途に供する部分が存するもの

2 調査内容

別紙1、別紙2の調査様式により、別紙3の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁、各指定都市消防本部を含む。）
調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。
- (2) 都道府県
ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。
イ その際は、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

集計の関係上、数字データについては半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

5 回答期限

平成25年4月19日（金）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、厚生労働省から別途、福祉部局に対し調査の依頼がなされているところであり、福祉部局と連携を図りながら、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを念のため申し添えます。

- (1) 福祉部局との情報共有等
福祉部局と、調査対象及び調査結果について情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。
- (2) 認知症高齢者グループホームの訪問調査への協力
認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所。平成25年2月22日時点で指定されているもの。）のうち、スプリンクラー設備が未設置の事業所（認知症高齢者グループホームの用途に利用する部分の床面積が275㎡未満のものに限る。以下同じ。）に対して、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長より訪問調査を実施する旨が通知（別添1）されている。この通知において、福祉部局が作成する認知症高齢者グループホームの事業所一覧を消防本部へ送付した後、当該一覧に基づき、消防本部において確認されたスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が消防本部から提供され次第、随時、福祉部局が当該事業所を訪問することを予定していることから、福祉部局からの依頼等に応じて、可能な限り速やかに（遅くとも3月8日（金）までには）必要な情報の提供等に協力していただきたいこと。

また、今後、福祉部局から当該事業所に対する未設置理由の確認等のための訪問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。なお、具体的な調査内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定し

ていること。

(3) 障害者グループホーム、ケアホームの実態調査及び訪問調査への協力

障害者のグループホーム（共同生活援助を行う共同生活住居）、ケアホーム（共同生活介護を行う共同生活住居）については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長より、各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管部（局）長に対して、防火安全体制等に関する実態調査を依頼しているところである（別添2）。また、併せて、当該実態調査の結果、スプリンクラー設備が未設置のもののうち、主として重度の者が利用するもの等に対しては、追って、未設置理由の確認等のための訪問調査の実施を依頼する旨が通知されている。

このため、上記（2）と併せて、各都道府県、指定都市、中核市の福祉部局に対する必要な情報の提供等に協力いただくとともに、訪問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。

なお、具体的な調査内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定していること。

総務省消防庁予防課設備係

担当：守谷、竹本、河口

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-mail：y2.kawaguchi@soumu.go.jp

避難上必要な施設等の管理について
の状況

(直近3年以内に指摘を行い未是正のもの)

30

別紙2

消防本部名	〇〇消防本部
(6)項口関係において指導に苦慮している事例	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

小規模社会福祉施設等に係る実態調査における調査様式の記入要領

別紙1 調査様式について

- 1 調査様式の入力に当たっては、棟単位で記入するとともに、調査時点（平成25年2月22日時点）において把握している状況について記入して下さい。この場合において、必要に応じて福祉部局や建築部局が保有する情報を確認する等、可能な範囲で記入するようお願いします。
- 2 （1）欄「整理番号欄」中の（2）欄「棟の個別番号」については、一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入してください。
- 3 「防火対象物」の記入欄について
 消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（6）項ロ又は（6）項ハに掲げる用途に該当する単独の建築物の場合にあっては、（3）欄又は（4）欄に延べ面積を記入してください。
 令別表第1（16）項イの防火対象物にあっては、（3）欄に（6）項ロに掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、（4）欄に（6）項ハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、（5）欄に（16）項イの建築物の延べ面積を棟単位で記入してください。この場合において、（6）項ロ又はハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計については、防火対象物の共用部分を按分した面積を含めた数値が記録されていない場合等にあっては、当該用途に供される部分の専有面積の合計を記入してください。
- 4 「福祉施設の区分」の記入欄について
 - （1） 令別表第1（6）項ロに掲げる用途又は（16）項イの防火対象物の一部に（6）項ロに掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業が行われている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。なお、（19）欄「その他」については、（6）欄から（18）欄までに掲げる施設区分に該当しないものがある場合又は施設区分に関して不明な場合に記入してください。
 - （6）欄 老人短期入所施設
 - （7）欄 養護老人ホーム
 - （8）欄 特別養護老人ホーム
 - （9）欄 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）
 - （10）欄 介護老人保健施設
 - （11）欄 救護施設
 - （12）欄 乳児院
 - （13）欄 障害児入所施設

- (14) 欄 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (15) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- (16) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- (17) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (18) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第133号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (19) 欄 その他
- (2) 令別表第1（6）項ハに掲げる用途又は（16）項イの防火対象物の一部に（6）項ハに掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業を行っている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。
- (20) 欄 軽費老人ホーム
- (21) 欄 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
- (22) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（（6）項ロに該当するものを除く。）
- (23) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（（6）項ロに該当するものを除く。）
- (24) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設

5 「事業所」の「法人種別」の記入欄は、（6）項ロ又は（6）項ハに該当する部分の事業所について以下の要領で記入してください。複数の事業所がある場合は、該当する複数の欄に「1」を記入してください。

- (25) 欄 地方公共団体
- (26) 欄 社会福祉法人
- (27) 欄 医療法人
- (28) 欄 株式会社
- (29) 欄 有限会社
- (30) 欄 社団・財団法人
- (31) 欄 特定非営利活動法人
- (32) 欄 その他

- 6 「防火対象物階層」の記入欄は、以下の要領で記入してください。
- (33) 欄 棟の地上階の階数
 - (34) 欄 棟の地下階の階数
 - (35) 欄 (6) 項ロが存する階の最上階の階数
 - (36) 欄 (6) 項ハが存する階の最上階の階数
- 7 「収容人員」の記入欄は、次により記入してください。
- (37) 欄 (6) 項ロに掲げる用途に供される部分の消防法施行規則（以下「規則」という。）第1条の3に規定する収容人員の数値
 - (38) 欄 (6) 項ハに掲げる用途に供される部分の規則第1条の3に規定する収容人員の数値
- 8 「建築物の種別」の記入欄は、以下の要領で記入してください。
- (39) 欄 建築基準法第2条第7号に定める構造である場合に「1」を記入してください。
 - (40) 欄 建築基準法第2条第7号の2に定める構造である場合に「1」を記入してください。
 - (41) 欄 (39)、(40)に該当しない場合に「1」を記入してください。
- 9 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置有」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。
- (1) 「設置根拠」の記入欄について
 - (42) 欄 スプリンクラー設備が設置されている防火対象物であって、令第12条又は消防法第17条第2項の規定による条例の規定でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである場合に「1」を記入してください。
 - (43) 欄 消防法令上、スプリンクラー設置が義務づけられていないが、自主的に設置されているものを把握している場合に「1」を記入してください。
 - (2) 「スプリンクラー設備の種別」の記入欄について
 - 棟に複数の種別のスプリンクラー設備が設置されている場合には、該当する欄のすべてに以下の要領で記入してください。
 - (44) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備以外の通常のスプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (45) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (46) 欄 パッケージ型自動消火設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
- 10 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置無」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

- (47) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、令第32条を適用して設置が免除されている場合に「1」を記入してください。
- (48) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、規則第12条の2又は第13条に掲げる規定により設置が免除されている場合に「1」を記入してください。
- (49) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があるものの、設置されていない、又は当該設備は設置されているが、一部に消防法令等に定める技術基準に適合していない等の消防法令上の違反がある場合等に「1」を記入してください。

11 「消防法令適用等の状況」の「防火管理」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

(50) 欄 防火管理者の選任届が提出されている場合に「1」を記入してください。

(51) 欄 消防計画が提出されている場合に「1」を記入してください。

12 「直近1年における消防訓練の実施有無」の記入欄は、直近1年で消防訓練を2回以上行ったことを確認できた場合は(52)欄に「1」を記入してください。

13 「避難上必要な施設等の管理についての状況（直近3年以内に指摘を行い未是正のもの）」の記入欄は、以下の要領で記入してください。

(53) 欄 消防法（以下「法」という。）第8条の2の4の規定（火災予防条例（例）（昭和38年消防甲予発第73号）（以下、「条例（例）」という。）第41条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む）に基づき、物品が存置されていることによる違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。

(54) 欄 法第8条の2の4の規定（条例（例）第40条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む）に基づき、防火戸の管理等の違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。

別紙2 調査様式について

調査対象に関わらず、管内の令別表第1（6）項口の福祉施設に対する指導に苦慮している事例がありましたら、自由に記入してください。この際、可能な範囲で概要の分かる図面等を添付するとともに、施設の実態に関する詳細を記入してください。

（例1）（5）項口と（6）項口の複合用途防火対象物で、（5）項口部分においても入浴、排泄、食事等の介護サービスが行われていることがあるため、当該部分を（6）項口として取り扱うかどうか、対応に苦慮している。

（例2）要介護状態にある者や障害の程度が重い者の数が多いにもかかわらず、夜間における従業員数が少ない施設があるため、火災時における利用者の安全な避難の方法等の指導に苦慮している。

老推発 0222 第 1 号

平成 25 年 2 月 22 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 8 日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けて、総務省消防庁では、本日付けで「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）」（消防予第 454 号 各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。別添 1 参照。以下「消防庁調査通知」という。）を発出し、小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行うこととなりました。

ついては、下記の要領により、各市町村の介護保険主管部局も各消防本部と連携の上、本調査に協力するとともに、スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームに対しては、各市町村の介護保険主管部局職員が、未設置理由の確認や夜間体制等を確認し、併せて当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認するようお願いいたします。また、この確認の際には、各消防本部（消防署）へ同行を依頼するようお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、併せて管内市町村に対しその旨の周知と、管内市町村の訪問調査時の調査結果の取りまとめをお願いいたします。

おって、消防庁調査通知の結果等も踏まえ、貴職所管のスプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホーム以外の小規模社会福祉施設等の調査についても、通知する予定があることを申し添えます。

記

1. 調査対象

平成 25 年 2 月 22 日時点で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき指定している管内の認知症対応型共同生活介護事業所（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所をいう。以下同じ。）のうち、スプリンクラー設備が未設置の事業所（認知症対応型共同生活介護事業所の用途に利用する部分の床面積が 275 m²未満のものに限る。以下同じ。）。

2. 消防庁調査通知への協力について

市町村の介護保険主管部局におかれては、管内の全ての認知症対応型共同生活介護事業所の一覧（別紙様式参照）を速やかに作成の上、管轄する消防本部に送付願いたいこと。なお、消防本部に対しては、福祉部局からの依頼に応じて可能な限り速やかに（遅くとも 3 月 8 日（金）までには）スプリンクラー設備が未設置の事業所の情報提供を行うよう、消防庁調査通知により依頼しているところである。

3. スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所への訪問調査の実施

スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所に対しては、消防本部からスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が提供され次第、随時、当該事業所を訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、また、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。併せて、当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認していただきたいこと。

また、この訪問調査については、消防本部（消防署）職員と市町村の介護保険主管部局職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

4. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

3. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、おって通知する予定（2 月中目途）であること。

また、管内市町村の訪問調査時の調査結果については、貴職において取りまとめ（取りまとめの様式も別途通知）の上、平成 25 年 4 月 19 日（金）を当省への報告期限として、報告を求める予定であること。

市 町 村

市町村管内の認知症対応型共同生活介護事業所一覧

(平成25年2月22日時点)

[illegible]

※ 項目④～⑥については、各市町村が把握している範囲内で記入の上、速やかに管轄する消防本部に送付すること。

総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

別添 2
(参考資料)

2/22

3/8

4/19

消防庁通知に基づく調査

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- ・主体：各消防本部
- ・対象：6項口（1,000㎡未満のもの（建物の一部に存するものを含む。））、
軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
障害者短期入所施設・ケアホーム・グループホーム

並行実施

【福祉部局への資料提供】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：管内の275㎡未満で
スプリンクラー未設置事業
所一覧を介護保険主
管部局に送付

資料の提供

厚生労働省通知に基づく調査

【消防本部への資料提供】

- ・主体：各市町村介護保険
主管部局
- ・内容：市町村管内の事業所
一覧を管轄する消防
本部に送付

275㎡未満でスプリンクラー未設置の事業所
への合同の訪問調査（約2,000件）

消防庁通知に基づく調査

【防火指導等】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：介護保険主管部局より訪問調査の同行等の相談が
あった場合、福祉部局の調査に実情に応じて協力

資料の共有

厚生労働省通知に基づく調査

【スプリンクラー未設置理由の確認等】

- ・主体：各市町村介護保険主管部局
- ・内容：スプリンクラー未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、
専門的見地からの助言、今後の対処方針の確認を行う

認知症高齢者グループホーム

障障地発 0 2 2 2 第 1 号
平成 2 5 年 2 月 2 2 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 1 0 日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2 月 8 日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも多数の入居者等が死傷する火災が発生したところです。

これを受けて、今般、障害者のグループホーム・ケアホームの防火安全体制等に関して、実態把握のための調査を行いますので、別紙の調査要領に基づき、本調査へご協力いただきますようお願いいたします。

また、本調査により把握したスプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、主として重度の者が利用するケアホーム等に対しては、下記により、当該ケアホーム等の所在地を管轄する消防本部とも緊密に連携の上、スプリンクラー設備の未設置理由や設置に関する今後の対処方針等を実地により確認するとともに、グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制に関して、専門的な見地から助言を行うようお願いいたします。

なお、本調査の実施及び調査内容等については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1. 消防防災主管部等との情報共有等

認知症高齢者グループホームの火災の発生を踏まえ、総務省消防庁から、別添 1（「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（平成 2 5 年 2 月 2 2 日消防予第 4 5 4 号各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。以下「消防庁調査通知」という。）のとおり、各都道府県消防防災主管部長等に対して、障害者グループホーム・ケアホームも含めた小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行っているので、消防防災主管部等からの依頼に応じて、当該調査に協力するとともに、調査結果など必要な情報の共有を図ること。

2. 訪問調査の実施

本調査の結果、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、以下の①から③のいずれかの要件に該当するもの（以下、「訪問調査対象グループホーム等」という。）に対しては、順次、訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、スプリンクラー設備の未設置理由、設置に関する今後の対処方針、当該訪問調査対象グループホーム等の夜間の支援体制等を確認するとともに、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。

なお、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在地を管轄する市町村の消防本部（消防署）職員と障害保健福祉主管部（局）職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

また、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在する市区町村の協力が得られた場合には、当該市区町村の障害保健福祉主管部（局）職員に依頼して実施することとして差し支えないこと。

（訪問調査対象グループホーム等の要件）

- ① 入居者のうち、障害程度区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるケアホーム（消防法施行令別表第1の（6）項ロに該当するケアホーム（同（16）項イの防火対象物の一部である場合を含む）
- ② 入居者のうち、次のア又はイに該当する者の割合が5割を超えるケアホーム（①に該当するものを除く）又はグループホーム
 - ア 障害程度区分4以上の者
 - イ 障害程度区分認定を受けていない者であって、身体障害者手帳（1級）、療育手帳（重度）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している者
- ③ スプリンクラーの設置に関して、専門的な見地からの助言を希望しているもの

3. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

2. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、追って、通知する予定であること。

また、訪問調査時の調査結果については、貴職においてとりまとめ（とりまとめの様式も別途通知）いただき、平成25年4月19日（金）までに、当職あて報告を求める予定であること。

調 査 要 領

1. 調査票

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査（別添2）

2. 調査対象

平成25年2月22日時点で指定されている指定共同生活介護事業所・指定共同生活援助事業所

3. 調査基準日

平成25年2月22日

なお、質問項目により、別途基準日の指示がある場合には、当該指示によること。

4. 調査方法

① 調査票の送付・回収

都道府県・指定都市・中核市の担当課から、管内のグループホーム・ケアホームに「事業者記入用」のファイルを送付し、平成25年3月8日（金）までに回収すること。

② 訪問調査対象一覧の作成

回収した「事業者記入用」ファイルを基に、訪問調査対象グループホーム等を選別し、「訪問調査対象一覧」ファイルにとりまとめた上で、平成25年3月15日（金）までに5.の提出先へ送付すること。

③ 調査結果のとりまとめ

回収したデータを「集計報告用」ファイルに取りまとめた上で※、「事業所数等確認表」ファイルと併せて、「平成25年3月22日（金）までに5.の提出先へ送付すること。

※ 「事業者記入用」ファイルの「集計シート」のデータが入力されている行をコピーし、「集計報告用」ファイルに、順次、貼り付けて下さい。

5. 提出先

bouka-anzen@mhlw.go.jp

6. 提出期限

(1) 訪問調査対象一覧（4. ②） 平成25年3月15日（金）17：00

(2) 集計報告用ファイル・事業所数等確認表（4. ③） 平成25年3月22日（金）12：00

※ 提出された資料は、公開対象資料として使用することがあります。

7. 照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室地域移行支援係

TEL：03-5253-1111（内線3045）

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査

〔平成25年2月22日時点の状況について記載してください。
なお、質問項目により別途基準日の指示がある場合には、当該指示に基づき記入してください。〕

1. 事業所の概要 注：太枠への入力をお願いします。

(1) 法人名・事業所名	(法人名)
	(事業所名)
(2) 事業所の所在地	都道府県名 市区町村名 ※「市区町村名」欄には、指定都市の場合には区名まで記入してください。 町村の場合には、「郡名及び町村名」を記入してください。 (記入例) 足柄上郡松田町→「足柄上郡松田町」 横浜市中区→「横浜市中区」
(3) 開設年月	(記入例)平成24年1月
(4) 法人種別	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 法人種別 1 地方公共団体 5 有限会社 2 社会福祉法人 6 社団・財団法人 3 医療法人 7 特定非営利活動法人 4 株式会社 8 その他
(5) 定員及び住居数	利用定員 人 共同生活住居数 住居
(6) 従業員の状況	①世話人及び生活支援員の配置（夜間の時間帯を除く） 常勤 人 非常勤 人 常勤換算数 人 ※常勤換算の計算式 従業員の1週間の勤務延時間／施設・事業所が定めている1週間の勤務時間
	②夜間の時間帯における職員の配置
	ア 夜間における職員数（夜勤・宿直業務に従事している者に限る） 午前2時時点において勤務する職員数（実数） 人 ※ 直近1か月間における平均的な人数を記入してください。
	イ アの職員が夜間において支援対象としている共同生活住居数及び当該住居に入居している者の合計数 住居 人

(以下の設問については、共同生活住居ごとに記載をお願いします。)

住居名

2. 設備の状況

(1) 建物形態等						
①状況	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. グループホーム 2. ケアホーム 3. 一体型					
②形態	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. 戸建住宅 2. 集合住宅 3. その他					
③利用部分 (集合住宅のみ)	階建ての 階部分					
④利用建物	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. 新築 2. 既存建物 (民家転用型) 3. 既存建物 (その他)					
⑤建物の所有	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. 自己所有 2. 賃貸 (無償を含む)					
⑥構造	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. RC造・鉄骨造 2. 木造 3. その他					
⑦面積	延床面積 m ²					
⑧同一敷地内に併設する施設等の有無	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 0. 無し 1. 有り					
(2) 消防法区分	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1. 消防法施行令別表第一(6)項ロ 2. 同(6)項ハ 3. 同(16)項イ (ケアホームに供する部分が(6)項ハに該当するもの) 4. 同(16)項イ (3以外のもの) 5. その他 ()					
(3) 消火設備の設置状況等 (下表の各欄は全て記入してください)						
項 目	設置義務 (0. 無し・1. 有り)	設置の有無 (0. 無し・1. 有り)	設置予定時期 (※1)	設置に要した 費用(※2)		公費による 補助金の有無 (0. 無し・1. 有り)
①消火器					万円	
②自動火災報知設備 (住宅用を除く)					万円	
③火災通報装置					万円	
④スプリンクラー設備 (※3) (下記のもの以外) (特定施設水道連結型) (パッケージ型自動消火)					万円 万円 万円	
⑤防火管理者の選任及び届出						
※1 「設置予定時期」は、2月22日時点で設置していない場合に限り記入すること。 ※2 「設置に要した費用」は、既に設置している場合に限り記入すること。 ※2 「設置に要した費用」は、実績額 (国庫補助等の額を含めた総額) を記入すること。 ※3 設置予定又は設置したスプリンクラーの種類に応じて、特定施設水道連結型は中段、パッケージ型自動消火は下段、それ以外は上段に記入すること。						
(4) (3) ④において、スプリンクラー設備の有無が「0. 無し」の場合 (設置予定時期が明確なものを除く) に回答してください。						
①スプリンクラー設備の未設置理由として、最も当てはまるもの1つを以下の中から選んで記入してください。(2、5を選んだ場合には、() 内に具体的な理由を記入してください。) 1. 入居者の多くが自力で避難できると考えられるため 2. 必要水圧が確保できないなど立地や建物構造上の問題 () 3. 貸主の理解が得られない 4. 設置費用の問題 5. その他 ()						
②これまでにスプリンクラー設備の設置を具体的に検討したことがありますか。以下の中から該当するものを選んで記入してください。「0. 有り」の場合は、検討した年度を記入してください。 0. 有り 1. 無し 検討年度						
③スプリンクラーの設置に関して、福祉部局職員や消防本部職員等による専門的な見地からの助言を希望しますか。 1. 希望する 2. 希望しない						

3. 非常災害対策の実施状況

(1) 非常災害対策の状況(指定基準第70条(第154条及び第213条で準用)の遵守状況)	
①非常災害に関する具体的計画の策定	☐ 0. 無し 1. 有り
②非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築	☐ 0. 無し 1. 有り
③①及び②についての定期的な従業者に対する周知	☐ 0. 無し 1. 有り
(2) 避難訓練の状況(平成24年1月1日～平成24年12月31日の状況について記入してください。)	
①実施の有無	定期的な避難訓練の実施 ☐ 0. 無し 1. 有り (うち夜間の避難に関する訓練の実施) ☐ 0. 無し 1. 有り
②年間実施回数	回
③地域住民の参加	地域住民の参加 ☐ 0. 無し 1. 有り
④消防機関の関与	避難訓練の実施にあたり、消防機関の参加又は消防機関からの助言を 求める等、消防機関の一定の関与の有無 ☐ 0. 無し 1. 有り
(3) 協力者の有無	地域住民に、非常時における避難誘導等の協力をお願いしている 者がいる ☐ 0. 無し 1. 有り

4. 入居者の状況

入居者の障害程度区分等	① 平成25年 2 月22日の入居者について記入してください。							
	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
	人	人	人	人	人	人	人	0 人
	※ 入居者のうち、障害程度区分4以上の者の割合(%)							#####
	② 「区分なし」のうち、身体障害者手帳（1級）、療育手帳（重度）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している入居者数 人							
	※ 入居者のうち、障害程度区分4以上の者と②に該当する入居者数の 合計の割合(%)							#####

5. 夜間の支援形態

当該住居の夜間の支援 形態	(以下の中から該当する番号を選んでください（複数回答可））	
	☐ 1. 夜勤	☐ 5. 連絡体制の確保
	☐ 2. 宿直	☐ 6. 警備会社等による対応
	☐ 3. 住み込み職員	☐ 7. 対応なし
	☐ 4. 見回り対応	

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全対策に関する実態調査のフロー図

(訪問調査を市区町村に依頼する場合)

